

屋外広告業者等に対する監督処分及び措置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県行政手続条例(平成8年三重県条例第1号。以下「手続条例」という。)第12条第1項の規定に基づき、三重県屋外広告物条例(昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。)第27条の2の規定による屋外広告業者に対する処分の要綱を定めるとともに、処分の手続き及び無登録業者に対する措置その他の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)、条例及び三重県屋外広告物条例施行規則(昭和41年三重県規則第59号。以下「規則」という。)によるほか、当該各号に定めるところによる。

- 一 屋外広告業者 条例第23条第1項又は第3項の規定に基づく登録を受けた者をいう。
- 二 無登録業者 条例第23条第1項又は第3項の規定に基づく登録を受けずに屋外広告業を営む者をいう。
- 三 登録の取消し 条例第27条の2第1項に規定により、屋外広告業者に対しその登録を取り消すことをいう。
- 四 営業停止の命令 条例第27条の2第1項に規定により、屋外広告業者に対しその営業の全部又は一部を停止することをいう。
- 五 処分 登録の取消し又は営業停止の命令をいう。

(登録の取消し又は営業の停止の基準)

第3条 知事は、屋外広告業者が条例第27条の2第1項各号のいずれかに該当し、かつ、条例第27条に規定する勧告及び条例第27条の6に規定する勧告等を行った後においても違反が是正されない場合、登録の取消し又は営業の停止を命じるものとする。

(登録の取消し)

第4条 前条の場合において、知事は、屋外広告業者が、別表第1に掲げる登録の取消し事由に該当することとなったときは、その登録を取り消すものとする。

2 屋外広告業者が、登録の取消し処分を受ける以前に締結した請負契約及びこれに類する契約の締結に係る工事については、引き続き施工できるものとする。

(営業停止の命令)

- 第 5 条 第 3 条の場合において、知事は、屋外広告業者が別表第 2 の左欄に掲げる営業停止を命ずる事由（以下「営業停止事由」という。）に該当することとなったときは、同表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる期間（以下「営業停止期間」という。）その営業の全部又は一部の停止を命ずるものとする。
- 2 前項の屋外広告業者が、複数の営業停止事由に該当することとなったときは、各事由の営業停止期間を加算し、180 日を超える場合は、180 日を上限とする。
 - 3 知事は、第 1 項の営業停止の命令を受けている当事者が、営業停止期間内に条例第 23 条第 3 項に規定する登録の更新を申請した場合は、条例第 24 条の 3 第 1 項第 3 号に該当するものとして、登録を拒否しなければならない。
 - 4 屋外広告業者が、営業停止の命令以前に締結した請負契約及びこれに類する契約の締結に係る工事については、引き続き施工できるものとする。
 - 5 当事者が、別表第 3 の左欄に掲げる営業停止期間の加重に係る事由（以下「加重事由」という。）及び営業停止期間の軽減に係る事由（以下「軽減事由」という。）に該当することとなった場合にあつて、同表右欄に定める日数を営業停止期間に加算又は減算することができるものとする。

(その他)

- 第 6 条 登録の取消し事由及び営業の停止事由両方に該当することとなった場合にあつては、登録の取消しのみを行うものとする。

(過料の基準)

- 第 7 条 知事は、条例第 30 条の 2 に該当しかつ条例第 27 条に規定する勧告を行った後においても条例違反が是正されない場合にあつては、当該屋外広告業者を過料に処する。

(過料の額)

- 第 8 条 過料の額は、過去に条例による過料を受けていない場合は、2 万 5 千円とし、過去に条例による過料を受けている場合は、5 万円とする。

(処分の手続)

- 第 9 条 処分に係る手続きは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）、手続条例及び三重県聴聞規則（平成 6 年三重県規則第 90 号）により行うものとする。

(当事者への通知)

第 10 条 知事は、処分を行うことを決定したときは、当事者に対し処分の内容、根拠となる条項及び行政処分を行う理由等を明記した通知書を送る。

(勧告)

第 11 条 知事は、本県の区域内で屋外広告業を営んだ無登録業者に対し、嚴重注意を行い、条例第 23 条第 1 項の登録を受けるように書面により勧告を行う。

(告発)

第 12 条 知事は、前条の勧告を受けた無登録業者が正当な理由なく勧告に応じないときは、捜査機関に対し、当該無登録業者の告発を行う。

(他の地方公共団体等への通知)

第 13 条 知事は、屋外広告業者に対し処分を行ったときは、処分を行った屋外広告業者の商号、氏名又は名称、住所、登録年月日、登録番号、処分の対象となった行為及び処分の内容等を次に掲げるものに通知する。

(1) 国土交通省

(2) 富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の知事

(3) (2) の府県にある指定都市及び中核市の長

(4) 三重県内の市町の長

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係 登録の取消し事由）

取消し事由
1 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき 2 以下の事由に該当することとなったとき (1)登録を取り消された場合において、その処分のあった日から2年を経過しない者 (2)法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 (3)屋外広告業者が未成年者である場合、その法定代理人が、上記(1)及び(2)のいずれかに該当する者 (4)法人である屋外広告業者であって、その役員のうち上記(1)及び(2)のいずれかに該当する者があるもの (5)条例第26条第1項に規定する業務主任者を選任していない者 3 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき 第27条の2第1項の規定による営業停止の命令に違反した者

別表第2（第5条関係 営業停止事由及び営業停止期間）

営業停止事由	営業停止期間
1 屋外広告業の登録事項の変更による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき	90日
2 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき	
(1)第19条第1項の規定による知事の措置命令に違反した者	180日
(2)条例第3条から第5条までの規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置したとき	90日
(3)屋外広告物に関し、条例第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	
(4)屋外広告業に関し、第27条の4第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者	30日

別表第3(第5条関係 営業停止期間の加重事由又は軽減事由及び期間)

加重事由又は軽減事由	期間
<p>【加重事由】</p> <p>1 悪質と判断した場合(指導中に違反を繰り返す、提出書類の偽造を行う等)</p> <p>2 相当数の違反広告物を掲出している場合</p> <p>3 過去5年間にこの条例に基づく処分歴がある場合</p>	<p>30日</p>
<p>【軽減事由】</p> <p>1 過去5年間この条例に基づく処分歴がない場合</p> <p>2 当事者自らの責めに帰すことができない場合等やむを得ない事情がある場合</p> <p>3 違反の内容について、当事者の過失についても軽微であつて、かつ情状を酌むべき場合</p>	<p>30日～180日</p>